

平成24年4月9日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるため、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 会長
2. 委員会名 アジアの大都市制度と経済成長に関する検討委員会
3. 設置期間 平成24年4月9日（幹事会承認日）から平成25年3月31日

4. 課題の内容

(1) 課題の概要

近年、アジアの国々においては、上海、香港、ソウル、台北などの大都市が、各国の著しい経済成長を牽引しており、社会経済が持続的に成長し、活力を維持し続けるため、大都市が国際競争力を高めて国の成長の原動力となっていることが伺える。

一方、我が国においては、地方における人口減少、国と地方における財政赤字の増大など、構造的な転換期に直面している。そのような中、主として関西圏、首都圏等の大都市地域の市町村と都道府県において、意思決定における二重行政が大都市の競争力を損ねているのではないかとこの観点から、日本経済の成長を牽引する大都市制度のあり方が大きな課題となっている。

このため、アジア諸国への理解を深めつつ、今日のアジア諸国の成長を見据えて、日本の成長につなげていく観点が求められている。

このような状況の下、総務省自治行政局長より、「アジアの成長都市における国の統治制度・地方行財政制度に関する審議について」と題する審議依頼が、日本学術会議会長に対してあった。

(2) 審議の必要性と達成すべき結果

日本学術会議では、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、地方行政制度の重要性の在り方を十分認識しており、従来から、「大都市の未来のために」（大都市をめぐる課題特別委員会報告）を平成17年6月に公表するなどの取り組みを行ってきたところであり、さらに、本年5月には公開シンポジウム「大都市改革の新たな展開」を、PHP総研、東京財団、日本自治創造学会と共催で実施することを予定している。

このたび、総務省自治行政局長から別紙のとおり審議依頼を受けたことを踏まえ、総合的な観点から検討を行う課題別委員会を新たに設置して審議を行うことが適当であると考えます。

審議に当たっては、行政学、政治学のみならず様々な分野からの視点を加えつつ、多様な発展段階にあるアジア諸国の成長著しい諸都市を好例に、現代の日本に相応しい都市制度の在り方を明らかにする。これまで国内外の諸機関が行ってきた広汎な調査とは異なり、「国の統治制度、地方行財政制度が都市の経済成長にどのように有効に機能するのか」との問題意識に焦点を当てた検討を加え、今後の我が国の地方行財政政策に寄与することを目指すこととする。

(3) 日本学術会議が過去行った関連する報告等の有無

- ・報告 「大都市の未来のために」（平成 17 年（2005 年）6 月 23 日、大都市をめぐる課題特別委員会）

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1030-22.pdf>

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

- ・地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（平成 15 年 11 月 13 日）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi/singi.html

http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/101500/d005259_d/fil/01_9.pdf

- ・指定都市市長会「諸外国の大都市制度に関する調査」（平成 22 年 3 月）

http://www.siteitosi.jp/necessity/city/pdf/report_v5_2.pdf

- ・自治体国際化協会「A S E A N 諸国の地方行政」（平成 16 年 2 月）

<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/jl3.pdf>

(5) 各府省等からの審議要請の有無

本年 3 月 28 日に、総務省自治行政局長から日本学術会議会長宛の、「アジアの成長都市における国の統治制度・地方行財政制度に関する審議について」と題する審議依頼（別紙）を受け取った。

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

本件設置提案が了承された後に、会長から各部及び副会長に対して委員の推薦を依頼する。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

すべての専門分野。

各部の会員又は連携会員に加え、若干名の特任連携会員、計 20 名以内

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

日本の地方行政制度を取巻く問題状況を勘案しつつ、検討を深め、平成 24 年末に報告の素案を作成の上、平成 25 年 3 月を目途に報告書を取りまとめ、総務省に対し報告する。

6. その他課題に関する参考情報

大都市制度の在り方に関しては、既に審議が進行中である政府の「地方制度調査会」の状況も勘案しつつ、効率的な審議進行を行うこととする。